

回答書

令和8年3月27日

入札参加者 各位

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

番号	3	2	5	3	5	8
件名	那須塩原市学校開放スマート化事業に係る公募プロポーザル					
No.	実施要項等の該当箇所	質疑内容	回答			
1	実施要領 1(4)提案上限額	スマートロック導入業務の上限金額が税込500万円を超過する場合、建設業許可が必要な工事とみなされるか。	栃木県県土整備部監理課に確認したところ、軽微な作業であるため建設工事にはあたらず、従って許可も不要であるとの回答でした。			
2	実施要領 2(2)応募要件	質問者はスマートロック導入・保守を担う構成員であるが、スマートロック取付作業のみ構成員でない第3者が行う場合、設置作業に係る契約を当該業者と別途締結することはできるか。	本市と直接契約を結ぶ必要がある場合、その事業所はプロポーザルの参加者となる必要があります。ただし、業務の一部を再委託として行う場合にはこの限りではありません。			
3	実施要領 4(3)プレゼンテーション	webミーティングで使用するアプリケーションに指定はあるか。	Google Meetを用いて行います。			
4	仕様書(スマートロック導入・保守) 2.4 本業務の範囲	スマートロック設置施設においては、Wi-Fi環境やBluetooth環境の整備も必要か。それとも、学校施設に設置されている既存の通信環境をそのまま使用する方針か。	原則、学校施設に配備されているWi-Fiネットワーク(2.4GHz)を利用します。ただし、機器の仕様上既存のネットワークへの接続が不可能な場合は、提案の中で新たに設置するネットワーク設備を具体的に示してください。 (参考)スマートロック機能要件一覧セルE42			

5	仕様書(スマートロック導入・保守) 2.3 システム化範囲	今回提案するスマートロックは、西那須野公民館で導入されているものと同等のものを想定しているか。	スマートロック本体については、市内の他施設に設置済の機器については考慮せず、本業務の仕様書中に定める要件を満たしていることを基準としています。 「引戸・押戸・キーボックスへの設置が可能であること」と機能要件の中で指定をしていますが、現場の事前確認を行い、取付を行う扉を選定することも業務の一部に含まれるため、その内訳については現段階でお示しができません。
6	仕様書(スマートロック導入・保守) 2.3 システム化範囲	機器設置対象箇所について、ドアに取り付けるタイプ/キーボックスタイプといった機器や種類に指定はありますか？もしドアに取り付けるタイプのみを希望される場合、費用積算のための現場のドア画像をいただくことは可能でしょうか？	事前確認の結果、取付を行う扉のタイプや箇所数が変動する可能性があることから、提案にあたる費用の積算については、仕様書で定めるとおり各タイプの扉に対応できる製品のうち、最も価格が高い機器を用いて行ってください。 (参考)スマートロック仕様書3.3、スマートロック機能要件一覧セルE40, E41
7	仕様書(スマートロック導入・保守)	40台の機器を設置対象の各室場40か所に取り付ける方針でよいか。	仕様書2.3中に「このうち、スマートロック機器の設置を行うのはグラウンドを除く40室場とする」とありますが、正しくは「このうち、スマートロック機器の設置を行うのはグラウンドを除く39室場とする」であり、誤りを訂正するとともにお詫び申し上げます。 設置箇所については、現在は設置対象である各室場に機器を一台ずつ設置する見込みで費用の積算をいただくこととしていますが、No.5及びNo.6への回答にもあるように、現場確認の結果、数量が変更となる可能性があります。 仕様書については、訂正の上差し替えを行いますので、費用の積算についても39か所で行うようお願いいたします。